

2 高経第 3 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 安城市城南町1丁目18番地21  
氏 名 株式会社 想 珠  
代表取締役 伊藤 信子

令和2年2月19日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年 4月 1日

高浜市長 吉 岡 初 浩 印

取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃、不燃）
取 扱 業 務	収集、運搬
営 業 区 域	高浜市内全域
許 可 期 間	令和2年4月1日から令和4年3月31日 (2020年4月1日から2022年3月31日)
条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 一般廃棄物が飛散、流出及び地下に浸透しないこと並びに悪臭が漏れないようにすること。</li><li>2 常に最善の方策のもとに業務を行い、住民等から苦情の無いようにすること。</li><li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（一般廃棄物）及び同法施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）の規定を厳守すること。 もし、この条件に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行ったときは、この許可を取り消し、また期間を定めてその業務を行うことを停止することがある。</li><li>4 衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦への搬入については、衣浦衛生組合の指示に従うこと。</li></ol>